

## ○国東市地域観光イベント事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、地域観光の振興及び地域住民の交流促進並びに交流人口拡大を図ることを目的に、地域観光イベント事業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、国東市補助金等交付規則(平成18年国東市規則第62号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  
(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象者」という。)は前条の目的を達成するイベントの主催者又は共催者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国東市民5人以上を含む構成員で構成される団体で、規約等を制定し、国東市内に活動拠点を有し、当該団体の代表者が市内に住所を有すること。
- (2) 国東市商工会の会員により構成された団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者とならない。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団)等と密接な関係を有すると認められる者が所属する団体
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に規定する補助対象者が実施する事業費の総額が20万円以上のイベント等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の観光振興又は地域振興に寄与し、広く来場者を呼び込むことのできる事業であり、かつイベントの活性化や集客が図られるような取組を行うなど、賑わい創出に寄与するものであること。
- (2) 前条第1項第2号に規定する団体が主催する事業で、様々な業種の交流や連携が図られ、地域が活性化するための演出などが企画されているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象事業とならない。

- (1) 特定の受益者を対象としたもの(特定の地域住民や事業者のために実施される事業を含む。)
- (2) 単なる物品販売又は営利を目的とするもの(展示会、販売会等)
- (3) 地域の伝統行事又は民俗芸能などの文化事業

(4) 他の補助金を活用しているもの

(令6告示43・一部改正)

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表に定めるものとする。

(補助金の額及び補助金の上限額)

第5条 補助金の額(以下「補助額」という。)は、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、費目毎の補助率及び上限額については別表に定めるものとする。

2 1事業に対する補助額の上限は、50万円とし、前項の規定により得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、国東市地域観光イベント事業補助金申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 開催場所及び開催内容が分かる書類や図面(位置図等)
- (4) 申請者の概要がわかる資料
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 補助金の申請は、1事業(通年にわたり複数回実施する同一イベントなどの定期的な事業を含む。)あたり1回を上限とし、同一申請者による複数回の申請は認めないものとする。

3 前項の規定に関わらず、第2条第1項第2号に規定する団体が申請する場合は、申請回数に上限を設けない。

(交付の決定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受理した場合はその内容を審査し、補助金を交付する必要があると認めたときは、その旨を国東市地域観光イベント事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第8条 申請者は、前条に規定する交付決定通知を受理した後に、補助事業の内容又は経費を変更するときは、あらかじめ国東市地域観光イベント事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、国東市地域観光イベント事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により変更の可否を通知するものとする。

3 規則第7条第1項に規定する市長の定める軽微な変更の範囲は、交付決定した補助額に変更を及ぼさないもので、提出された事業計画や予算書の対象経費の20%以

内の増減とする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金交付決定通知を受けた申請者が、補助金の交付を請求しようとするときは、国東市地域観光イベント事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第10条 申請者は、交付決定を受けた事業が完了した時は、速やかに国東市地域観光イベント事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 決算書及び実績を証する書類(領収書などの支払いを証明する書類)

(2) 事業実績の分かる書類(会場等を撮影した写真やポスター、チラシなどの印刷物)

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の支給を受けたときは、補助金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第43号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条及び第5条関係)

(令6告示43・一部改正)

費目	補助対象経費	補助率	上限額
広告宣伝費	広告掲載料、折込料、看板作成等に要する経費	10/10	100,000
印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム作成等に要する経費	10/10	100,000
会場設営費	イベント会場の会場設営などに要する経費	10/10	100,000
委託料	イベントの運営、警備等に要する経費	10/10	100,000
賃借料	放送・音響設備、テント、イス、机、仮設トイレ等のレンタルに要する経費	10/10	100,000
保険料	参加者、スタッフ等の保険料	10/10	30,000

報償費	出演者等に対する謝金、賞品代	1/2	200,000
消耗品費	事務用消耗品やスタッフの体調管理のための飲料水等の購入に要する経費（申請事業のみに使用するものに限り売上げ等によって回収されるものや器具備品類は対象外とする）	1/2	50,000

備考

- 1 補助対象経費のうち下記に記載する経費は、補助対象外経費とする。
  - (1) 事業の運営及び会場設営、イベント推進など主催者に直接関わる日当及びその費用
  - (2) 交際費や懇親会等の飲食に係る経費